

介護保険と確定申告

■介護保険のサービス利用料は確定申告で医療費控除の対象となる場合があります

【居宅サービスに係る医療費控除】

介護保険の医療系居宅サービス(次の①～⑤)の利用料は医療費控除の対象となります。

①訪問看護

②訪問リハビリテーション

③居宅療養管理指導

④通所リハビリテーション

⑤短期入所療養介護

居宅介護支援事業所等が作成した居宅サービス計画に基づいて、以下の⑥～⑨のサービスを利用している場合も医療費控除の対象となります。

⑥訪問介護(生活援助中心型を除く)

⑦訪問入浴介護

⑧通所介護(食費を除く)

⑨短期入所生活介護(食費・滞在費を除く)

対象となる費用の額居宅サービス費に係る自己負担額(介護保険給付

の対象となるものに係る自己負担額に限ります。)

【施設サービスに係る医療費控除】

次の⑩⑪の施設介護サービスの自己負担額(1割)と、食費・居住費の合計額が医療費控除の対象になります。

また、⑫の施設介護サービスに対する自己負担額(1割)と、食費・居住費の合計額の2分の1が医療費控除の対象になります。

⑩介護老人保健施設

⑪介護療養型医療施設

⑫介護老人福祉施設(特別養護老人ホーム)

ご注意介護保険サービス事業者は、利用者に対して医療費控除対象額を記載した領収証を交付することになっています。

条件に該当しても医療費控除額の記載の無い領収証については、対象となりません。

※高額介護サービス費の支給を受けている場合は、その高額介護サービス費(介護老人福祉施設については高額介護サービス費の2分の1に相当する金額)を医療費等の金額から差し引いて医療費控除の金額の計算をすることとなります。

■介護保険料は社会保険料控除の対象になります

介護保険料は健康保険や年金の掛金と同様に社会保険料控除の対象になります。確定申告の際に社会保険料控除欄に記入してください。

特別徴収の方は、日本年金機構(旧社会保険庁)からの公的年金等の源泉徴収票(はがき)を確認してください(普通徴収の方は、介護福祉課介護保険係へお問い合わせください)。

■おむつ代の医療費控除について

おむつの使用が必要な方で、寝たきり状態にある方や尿失禁の可能性がある方は、おむつ代が医療費控除の対象になります。ただし、確定申告の際に「おむつ代の領収書」と医師が発行した「おむつ使用証明書」の添付が必要です。要介護(要支援)の状態にあり、医療費控除を受けるのが2年目以降である方については、「おむつ使用証明書」の代わりに「市町村が主治医意見書の内容を確認した書類」でも医療費控除の申請ができます。この確認書は介護福祉課介護保険係で発行します。

問合せ介護福祉課介護保険係☎551-1764

身体障害者手帳等の交付を受けていない方であっても、65歳以上で寝たきりなど一定の要件に該当する方には、障害者控除対象者認定書を発行します。

所得税や住民税の申告の際に添付することで、本人またはその扶養者が障害者控除または特別障害者控除

所得税や住民税の申告の際に添付することで、本人またはその扶養者が障害者控除または特別障害者控除